

2025年度豊岡市中小企業者省エネ対策等支援補助金 事業実施の手引き

補助事業を開始する前に、必ずご確認ください。

この手引きは補助事業を実施していただくにあたり、留意すべき基本的な事項をまとめたものです。

手続きに不備があると、補助金をお支払できませんのでご注意ください。

記載のない事項や判断に迷うことがあれば、必ず市にお問合せください。

(問合せ先)

豊岡市 環境経済課 経済政策係

TEL：0796-23-4480

MAIL：ecovalley@city.toyooka.lg.jp

中小企業者省エネ対策等支援補助金 手続きの流れ

補助金等交付決定通知書等（同封書類）の受け取り

現在

契約、業者への発注

内容の変更や3割以上の金額変更が生じる場合は、**発注・着工する前に**市役所へ必ずご一報ください。

補助事業の実施

- ✓ 設備の更新、導入の実施（更新に伴う工事含む）
- ✓ 工事中、設置後の写真撮影

請求書の受取り

業者への支払（※銀行振込）

【補助事業の完了期限】 2027年2月1日

「事業完了」は、網掛けの枠内の**すべてが完了**することが必要です。

市役所に「完了手続書類」を提出

【提出期限】

次のいずれか早い日までに提出

- ・ 事業完了の日から起算して30日以内
- ・ 2027年2月1日

市役所から補助金額の確定通知

市役所に
「補助金等交付請求書」を提出

補助金の受領

3～4週間後

～事業の実施、手続き等の留意点～

1 補助事業の実施

補助金の交付決定を受けた内容に沿って、補助事業を実施してください。

(1) 補助事業関係写真について

- ・ 導入設備は原則1点ずつ撮影してください。品番の表示部分も撮影してください。
- ・ 工事関係写真は、施行中と工事後の両方を撮影してください。改修箇所が広範囲である場合、複数方向から撮影するなど、全容がわかるようにしてください。
- ・ 印刷後にスキャン取込したものなど、提出された写真が不鮮明な場合は、元のデータでの再提出を求める場合があります。

(2) 経費の支払いについて

- ・ 支払いは原則、**銀行振込**とします。
- ・ **振込手数料は補助対象とはなりません**。振込手数料が先方負担の場合、補助対象経費は実質値引きとして取り扱います。
- ・ やむを得ない事情によりクレジットカードで支払う必要がある場合は、事前に問合せください。
- ・ 支払者（振込領収書の宛名）と請求書の宛名は補助金の申請者と同一にしてください。（他人名義の場合は補助金が支払えません。）（立替払いを除く。）

補助金の適正な執行を確保するため、次の支払及び決済の方法は認められません。

- ・ 1取引10万円超（税抜）の現金支払
- ・ 小切手・手形による支払（自社振出・他社振出問わず）、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）、ファクタリング（債権譲渡）による決済
- ・ 仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用等

2 補助事業の変更、廃止等

補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、やむを得ず内容等を変更する場合や事業を廃止する場合は、市に申請し、承認を受けることが必要です。

(1) 補助事業計画の変更

- ・ 内容の変更や3割以上の金額変更が生じる場合は、**必ず事前に**市に相談の上、変更手続について指示を受けてください。
- ・ 変更の承認は、補助事業の交付の目的に沿った範囲内に限ります。内容によっては変更が認められない場合もありますので、承認されるまで変更する事業を開始することはできません。

※設備の内容（メーカー、品名、品番）の変更については、3割以上の金額変更を伴わない場合、変更申請は不要です。**実績報告時に「設備の内容変更連絡票」（様式あり）と変更後のカタログ等を併せて提出してください。**

※金額に変更が生じた場合でも、「補助金等交付決定通知書」に記載の交付決定額が交付の上限額とお考え下さい。

市の事前承認なく変更した場合、補助金の交付を受けられなくなる場合があります。

(2) 補助事業の廃止

- ・ 諸事情により補助事業の実施を取り止める場合、市に連絡の上、補助事業の廃止手続について指示を受けてください。
- ・ 市は、廃止の理由及び内容等を考慮し、廃止の承認を行います（承認後、補助金の交付は行いません）。

3 補助事業の完了

補助事業実施期間内に補助事業を完了することが必要です。

(1) 補助事業実施期間

交付決定日から2027年2月1日まで

(2) 完了の要件

- ・ 補助事業に関する設備導入や工事などの「事業実施の完了」と、「経費支払いの完了」の両方が終わることで完了となります。
- ・ クレジットカード決済の場合、金融機関等から引き落としが完了しなければ、経費支払いの完了となりませんのでご注意ください。

4 実績報告

補助事業の完了後は、速やかに実績報告（書類等を提出）することが必要です。

(1) 実績報告の期限

次のいずれか早い日までに提出してください。

- ・ 補助事業の完了の日から起算して30日以内
- ・ 2027年2月1日

補助事業実施期間内に事業完了しない場合又は実績報告の期限内に実績報告書類が提出できない場合、交付決定の取消しを行います。

(2) 実績報告に関する書類等

- ・ P.6「実績報告提出書類チェックリスト」を参照し、取り組んだ内容を報告する実績報告書、支出内容の分かる関係書類（見積書、納品書、請求書、振込控等）等を提出してください。
- ・ 実績報告時に補助の要件を満たしていないことが認められた場合は、「補助金等交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合（交付決定を取り消す場合も含む）があります。

(3) 提出方法

「実績報告用オンラインフォーム」から提出してください（P.6 参照）。

5 補助金額の確定及び支払い

(1) 補助金額の確定

- ・ 市は、実施された補助事業の内容及び経費の内容を検査し、交付すべき補助金の額を確定します。
- ・ 実績報告の提出書類に不備や不足等があった場合は、市から修正や追加提出の指示を行います。不備等が解消されない場合は、補助金を交付できませんので、速やかに対応ください。

(2) 補助金の支払い

- ・ 市から上記（1）で確定した補助金の額を通知するとともに、補助金の請求手続について案内しますので、案内に沿って請求手続を行ってください。
- ・ 請求手続の完了後、補助金の受領までに約3～4週程度要する見込みです。
- ・ 補助金の支払いは原則精算払としますが、補助事業実施期間中において、既に支払が完了した経費に掛かる補助金を同総額の7割以内の範囲で支払が可能です。

6 関係書類の保存

補助事業に関係する帳簿及び証拠書類は、最低5年間は保管する必要があります。（市から求めがあった際に、閲覧に供せるように管理しなければなりません。）

7 補助金により取得等した資産の適切な管理・運用

補助事業により取得し又は効用の増加した設備や改修建物等については、一定の期間は取扱・処分に法的制限を受けます。

あらかじめ市の承認を受けずに、事業計画の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供さないでください（補助金の返還を求める場合があります）。なお、「譲渡」には、無償譲渡・有償譲渡（売却）いずれも含まれます。

該当資産の適切な管理・運用を行うとともに、上記の取扱・処分を行う場合は、市に相談ください。

8 その他

事業を3年以内に廃止する、補助金に関する市の調査に協力しない等、所定の事由に該当した場合は、補助金返還の対象となりますので留意ください（重篤な病気や怪我、天災など特別な理由がある場合を除きます）。

実績報告【提出チェックリスト】

事業完了後は速やかに実績報告を行ってください。

【提出期限】 次のいずれか早い日までに提出

- ・事業完了の日から起算して30日以内
- ・2027年2月1日

【提出方法】 実績報告用オンラインフォームから提出

No.	書類等	☑
1	補助事業等実績報告書（様式第4号） 記入例に沿って作成してください。 注：収入の合計額と支出の合計額が一致しているか。事業着手日及び完了日に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>
2	経費関係写真（写真貼付様式） 導入設備や工事の写真を添付してください。写真貼付様式を使用するなど、データをまとめてください。 注：設置後（完了）の写真、（工事を伴う場合）施工中の写真があるか。設備全体、品番が写っているか。	<input type="checkbox"/>
3	請求書のコピー 業者から発行された請求書の写しを添付してください。 注：必要事項（日付、宛名、発行業者名、請求額、消費税、請求明細）が表示されているか。	<input type="checkbox"/>
4	振込控のコピー 金融機関の窓口で振込した際に受け取る「振込依頼書」の控えのコピーやインターネットバンキングの振込履歴画面を印刷したものを添付してください。 注：（インターネットバンキングの場合）振込日の当日以降の表示画面でなく、振込日到来前の予約状態の画面になっていないか。	<input type="checkbox"/>
5	※設備の内容変更があった場合のみ 「設備の内容変更連絡票」と変更後のカタログ等省エネ基準への適合が分かる書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>

上記1、2、5の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

（参照）豊岡市HPトップ > 事業者向け情報 > 事業者支援 > 補助金

> 【中小企業者省エネ対策等支援補助金】補助事業の実施および実績報告について

● 実績報告用オンラインフォーム

以下のURL又は二次元コードから専用フォームにアクセスし、提出してください。

※パソコンからの入力・ファイル添付を推奨します。

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyooka/smart-apply/apply-procedure-alias/sho-taisaku-houkoku>

